

(法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況)

適用例: 上場企業から入手した未公表の「期末決算の下方修正」(証券取引法第 166 条第 2 項第 3 号)に係る情報を、社内外の多数の者に提供している事例

< 事例 2 >

X証券のアナリストAは、3月に上場会社Z社を取材し、Z社の財務部長より同社の決算の下方修正に係る情報を入手し、「今期純利益目標を(略)下方修正:3月26日の時点で、同社は保有株式の評価損が17億円に達すると予想、今期の最終損益を15~16億円の赤字とみている。」とレポートに記載し発表した。

なお、Z社は当該情報と同様の数値をX証券のレポート発表の翌々週に公表している。

< 論点 >

X証券のアナリストAが取得した「期末決算の下方修正」に係る情報は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第9号に規定する「法人関係情報」に該当すると考えられるか。

< 判断内容 >

本件については、

アナリストAは本件情報をZ社の財務部長から入手しており、

情報の内容が証券取引法第166条第2項第3号において重要事実として掲げられているものであり、また、当社が「3月決算の下方修正」に関するレポートを発表した時点ではZ社は本件情報を公表しておらず、本件情報は、未公表であったこと、

情報の内容には具体性があり、本件情報が公表されると、同社の決算状況の悪化や配当金の変更の可能性等の問題から、株価に影響を及ぼすことは容易に推測できること、

から本件情報は、「上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすもの」と認められ、法人関係情報に該当すると考える。